

# 周南市水泳連盟 会則

## (名称)

第1条 本連盟は、周南市水泳連盟（以下連盟という。）と称する。

## (事務局)

第2条 連盟の事務局は周南市土井一丁目10-12徳本工務店内に置く。

## (目的)

第3条 連盟はスポーツ精神の向上、水泳の普及と振興に努め、市民皆泳に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 連盟は前条の目的を達成するため、周南市を拠点として次に掲げる事業を行う。

- (1) 水泳の普及と発展に関すること。
- (2) 他の関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他連盟の目的達成に必要な事業。

## (組織)

第5条 連盟は第3条の目的に沿うことのできる者（以下会員という。）で構成する。

## (役員)

第6条 連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事長1名、理事若干名、監事2名、顧問若干名。

## (役員を選出)

第7条 役員は第5条の規定に定める会員より選出する。

## (役員任期)

- 第8条
- 1) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
  - 2) 補選により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3) 役員は任期満了においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## (役員職務)

- 第9条
- 1) 会長は連盟を代表し、会務を統括する。
  - 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代理する。
  - 3) 理事長は会務を運営する。
  - 4) 理事は理事会を組織し、会務を審議し執行する。
  - 5) 監事は会計を監査する。又、会議に出席し意見を述べることができる。

## (総会)

第10条 総会は連盟の最高議決機関であり、会員全員をもって組織する。  
総会は年1回以上会長の招集により開催する。又、理事会が必要と認めた場合、または会員の半数以上から要請のあった場合は、会長は速やかに召集し開催する。

総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。  
議決は、出席者の過半数で成立する。

(理事会)

- 第11条 理事会は、理事で組織され、理事長の招集により開催する。  
理事会は次に上げる事項を審議する。
- (1) 連盟の年間事業に関する事。
  - (2) 連盟の予算及び決算に関する事。
  - (3) 役員を選出及び解任に関する事。
  - (4) 連盟の規約変更に関する事。
  - (5) 他の関係団体との連絡調整に関する事。
  - (6) その他連盟の重要事項で理事会の審議を必要とするもの。

(運営委員会)

- 第12条 理事会の諮問機関として運営委員会を設置することができる。  
運営委員会は理事長の指名する運営委員により構成する。  
運営委員会は理事長の招集により開催し、理事会の諮問する事柄を審議する。

(収入)

- 第13条 連盟の収入は、次に挙げるものとする。  
会費（加盟金）、事業収入、寄付金、補助金、その他。

(支出)

- 第14条 連盟の経費の支出は、議決された予算に基づき理事長が行う。

(事業計画及び収支予算)

- 第15条 連盟の年間事業計画及び収支予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第16条 連盟の年間事業報告及び収支決算は、監査を受け、総会の承認を経なければならない。

(会費)

- 第17条 会員は、別に定める会費（維持会費）を4月末までに納入しなければならない。

(事業及び会計年度)

- 第18条 連盟の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<附則>

1. この会則は、2004年4月1日より施行する。
2. この会則は、2005年4月1日より改正施行する。（運営委員会設置）
3. この会則は、2008年4月1日より改正施行する。（所在地変更）